

ロシア知的財産権ニュースレター

2011 年度第 2 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 3 カ月分掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。2011 年度内に 4 回発行する予定です。

1. 知的財産権に関わる法制度・ビジネスの動き(2011 年 6 月～8 月分)

モスクワ市商事裁、並行輸入品廃棄を命令

モスクワ市商事裁判所は 6 月 2 日、SANPELLEGRINO S.P.A.が、同社の同意なく Elitvoda Ru がミネラル・ウォーターを輸入したのは不正行為だとして起こした訴訟において、原告の訴えを認める判決を出した(事件番号第 A40-12515/11-27-104 号)。この訴訟で興味深いのは、輸入業者に輸入品の廃棄を義務づけたことだ。通常、商品が真正品の場合は廃棄処分されない。被告側が上訴したが、第 9 商事上訴裁判所は 8 月 31 日、これを棄却した(判決第 09-AP-18618/2011-GK 号)。

ロスパテントが民法第 4 部英語版を公開

連邦知的財産局(ロスパテント)は 6 月 8 日、知的財産権制度に関する基本法である民法第 4 部の英語版をウェブサイトで公表した(http://www.rupto.ru/en_site/policy_law/policy_law.html)。ただし、非公式版とされている。

最大手検索サイト、著作権侵害で敗訴

モスクワ市商事裁判所は 6 月 14 日、ウェブサイトの記述を著者の許諾なしに逐語的に複製することは著作権侵害であると判決を下した(事件番号第 A40-35773/11-67-317 号)。検索ポータルサイトを運営する有限会社 Yandex は、有限会社 Ast-Press Kniga が出版した辞書を許諾なしで複製した。裁判所は Yandex

が著作権を侵害したと認定し、補償金 50 万ルーブル(当時のレートで約 144 万円、以下同じ)の支払いを命じた。Yandex は上訴したが、第 2 審でも本判決は変更されなかった。

プーチン首相、ロシアのアニメ制作者と議論

プーチン首相は 6 月 28 日、連邦単一企業「統一国家映画コレクション」を清算する措置について議論するため、ロシアのアニメーション作家たちと議論した。詳しくは第 2 部(p.7～)で分析する。

大統領がインターネット業界と懇談

メドベージェフ大統領は 6 月 29 日、インターネット業界の代表者らと知的財産権保護に関する法制度、特にインターネットに関する法制度の改善について議論を行った。大統領が、統一ウェブ・アーカイブを創設することで情報の作成者を特定できるようにするという構想を提案した。この構想は議会からも支持を得ており、作成者の署名と利用規約を伴う情報は、知的財産として保護の対象と認定される。提案されたウェブ・アーカイブは、発行の事実と時期を確認できるだけでも有益となる。利用規約に違反する利用者は侵害者と見なされるが、それでも警察機関に証拠提出が義務づけられており、利用者が推定無罪に相当するかどうか検証されなければならない。

反独占局、ドメイン名レジストラの販売を不当と認定

連邦反独占局は7月1日、ドメイン名のレジストラである「地方ネットワーク情報センター」の閉鎖型株式会社および独立非営利機関が連邦法「競争の保護について」に違反しているという審決を発表した。これらレジストラは約6万のドメイン名を買い取り、その買い取り価格の10倍以上の値段で転売していた。連邦反独占局はこれを不当に得た利得と見なし、約2億3,900万ルーブル(約6億9,000万円)を連邦予算に繰り入れるよう命令した。

関税同盟内で商標は地域消尽の原則に

メドベージェフ大統領は7月11日、関税同盟を構成するロシア、ベラルーシ、カザフスタンの政府間で2010年12月に合意された協定「知的財産権保護分野における規制の統一原則について」に批准する連邦法に署名した(第179-FZ号)。協定は、著作権、商標、特許等の分野において、一般的な国際法制度に基づき、制度を統一する基本原則が規定されている。この中で、権利存続の最短期間が設定された。商標は10年間(更新登録の制限なし)、実用新案と意匠は出願から5年間、特許は出願から20年間とされた。商標の権利消尽の原則が地域消尽と定められた。協定の発効日は2012年1月1日とされているが、加盟国全ての批准が条件となっている。ロシアに先駆けベラルーシが2010年12月、カザフスタンは2011年6月に批准しているため、規定通り2012年1月1日に発効する見込みだ。

並行輸入者が税関を逆提訴、制裁金の返金を勝ち取る

モスクワ管区連邦商事裁判所は7月19日、事件番号第A41-19046/2010号に関する判決を発表、税関当局に対して並行輸入業者に科した制裁金の返還等を命じた下級審の決定を支持した(判決第KA-41/7087-11-1,2,B

号)。

経緯は、Staropramenブランドのビールを並行輸入した業者が、税関当局によって行政訴訟を提起され、第1審のカレーガ州商事裁判所は2008年9月、同社の行政責任を認めた。商品は押収・廃棄処分となり、輸入業者は3万ルーブル(約8万4,000円)の制裁金が科された。第2審でもこの判決が支持された。その後輸入業者は最高商事裁判所に陳情書を提出し、訴訟を見直すよう求めた。最高商事裁はこれを裁判として取り上げなかったが、訴訟に対する法的立場を示した。

この見解に従い、輸入業者は税関当局と最高商事裁判所を相手取り、(a) 支払った制裁金の返金、(b) 処分された商品に対する補償金の支払い、(c) 不当利得の返還請求を訴えた。第1審のモスクワ州商事裁判所は要求を部分的に満たした。制裁金の返金と廃棄された商品に対する補償金の支払いを命じた。しかし、不当利得の返還請求と最高商事裁の責任追及は根拠がないとした。第2審、今回の第3審はこの判決に変更を加えなかった。

ロスパテント、特許審査指針を公表

連邦知的財産局(ロスパテント)が、新しい特許審査指針(2011年7月25日付ロスパテント指令第87号)を公表した。この審査指針は、誰よりもまずロスパテントの関係職員向けに提供されるものであるが、特許の出願に際し検討を行う弁理士等にとっても有用である。全文はロスパテントのウェブサイト(http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content/ru/ru/inventions_utility_models/ru_k_ezp_iz)で公開されている(ロシア語のみ)。

大統領、知財裁判所設立作業の加速を要求

メドベージェフ大統領は7月26日、全国から集まった裁判官と会合を持ち、その中で知的財産裁判所の設立について言及した。参加者に対してではなく、政府に対して、設立法案

取りまとめができないなら自身が取り組むと述べ、設立作業の加速を求めた。2010年7月に設立法の草案が最高商事裁判所によって精査されて概ね承認された。同年9月には法案が下院の審議に回されたが、政府内の諮問を先ず得るべきとして差し戻された。諮問は財政的理由で否定的なものであった。しかし大統領は、投資環境の改善、現在の商事裁判所の負担軽減のため、2012年に特許裁判所を創設する計画を支持する発言をした。この会合の後、最高商事裁判所のアントン・イワノフ長官が報道に対するインタビューの中で、特許裁判所の設立に20億ルーブルを要すると見込んでいるが、設立効果はその金額を遥かに上回ると述べた。

最高商事裁が商標の不正使用問題で大手トラック・メーカーの訴えを認める

最高商事裁判所幹部会は7月28日、事件番号第A45-6990/2010号に関する決定第2133/11号を採択した。

地場最大手トラックメーカーである公開型株式会社KAMAZは、有限会社KamAZTekhobsluzhivanieniに対して、同社の商標“KAMAZ”の不正使用による補償金50万ルーブルの支払い、社名から“KAMAZ”の名称の削除を求めて訴えを起こしたが、2010年6月に第1審で棄却され、第2審、第3審でもその判決が支持された。

一方、最高商事裁幹部会は、商標をレターヘッド、スタンプ等に使用することは権利所有者の同意がない場合、違法と認められると指摘した。さらに、KAMAZの商標は世界的に知名度があり、他者がこれを使用することで消費者を混乱させる可能性があると言及した。結果として、幹部会はKAMAZの訴えを全面的に認めた。

最高商事裁、プロバイダの責任を明確化

最高商事裁判所は7月29日、事件番号第

A40-75669/2008号に関する裁定を発表した。プロバイダが、情報伝達の主導、情報の受け手の選別、情報の完全性への影響行使をしておらず、知的所有権の侵害防止措置を講じている場合は、情報伝達に関する責任を負わないという見解を示した(2011年7月29日付最高商事裁判所裁定第VAS-6672/11号)。

最高商事裁、私的録音録画補償金制度に関する予備審問開催を決定

企業3社が、2010年10月に導入されたAV機器に対する私的録音録画補償金制度の廃止を求めている件について、最高商事裁判所は8月9日、3社の申請に応じて、9月5日に予備審問を行うことを決定した。

第3審は当局の私的録音録画補償金の徴収機関認証を支持

モスクワ管区連邦商事裁判所は8月12日、連邦文化遺産保護局が、私的録音録画補償金の徴収機関としてロシア権利所有者連盟(RSP)を合法的に、手続き上違反なく認証されたという第2審判決を支持する判決を下した(判決第KA-A40/7993-11号)。

非営利組織「ロシア著作権隣接権協会」が、連邦文化遺産保護局による徴収機関の認証を取り消すよう訴えていたが、これが退けられた。

現在、RSPが、AV機器やブランク・メディアの生産者や輸入者から補償金を徴収する権限を与えられた唯一の認証機関となっている。

知財当局が日産の商標取り消し請求を承認

連邦知的財産局(ロスパテント)に置かれている特許紛争評議会は8月30日、日産自動車株式会社の請求により、有限会社Opusが所有していた商標“Egoist”の権利を、不使用を理由に取り消した。民法第4部第1486条第1項によると、商標登録後3年間不使用が続くと、その権利保護を終了させることができる。同商標は、ニース協定に基づく国際分類で輸

送車両を対象商品として登録されていた。日産は既に同じ分類で "Egoist" という商標登録の出願をしており、世界的に有名な日産 GT-R EGOIST という自動車のメーカーでもあ

るため、取り消し請求が認められた。これにより、この商標を自社で使用するために登録することができる。

2. 今回の話題: 旧ソ連アニメ作品を巡る著作権行使の行方

旧ソ連時代のアニメーション作品は、常に国家の誇りの一種として認知され、今も国内外で人気を博している。旧ソ連時代、全てのアニメ作品が 1 つの国有スタジオのもとで国による契約作品として制作され、著作権から利益を得る仕組みがなかったため、著作権と著作隣接権に関する問題が当時解決されないままとなっていた。

これに関して 2 つの原則的な見方が存在する。第 1 に、著作者が著作権だけでなく全ての隣接権も所有すべきであるという見方、第 2 に、アニメ作品は国家の契約作品として制作され、それは税金で制作されたことを意味するので、今になって使用料を要求する権利はないという見方である。

さらに、現在アニメ産業が直面する主要な問題は、第 1 に、誰が作品の構成部分・要素に対する著作権を所有しているのか、という点がある。民法第 1263 条では、権利がライセンス契約で譲渡されている場合を除き、部分的に使用されている作品のそれぞれの著作者が権利を持つと規定されている。第 2 に、なぜアニメ・キャラクターが、権利所有者の権利行使なしに、第 3 者によって商業目的で使用されているのか、第 3 に、どのようにして著作者が自身の権利を主張できるのか、という問題において、残念なことに未だに解決の糸口が見当たらない。

2001 年に映画スタジオ(注)が所有する作品に関する権利はいくつかの映画基金に移行され、それらの基金はその後、連邦国家単一企業「統一国家映画コレクション」として統合された。しかし著作者たちは、統一国家映画コレクションが、特に著作権に関してその責務を遂行できていないと主張、2011 年 6 月には、4 人の著名アニメ作家がプーチン首相宛てに公開書簡を送った。これを受け政府は、統一国家映画コレクションを清算して、その権利と機能を全て国家映画基金に移行することにした。政府主導により、統一国家映画コレクションが徴収していた収益は映画スタジオに分配され、国家映画基金が著作権行使の遵守を監視することになった。この政府によるイニシアチブは著作者や、弁護士の一部に支持された。しかし、まだいくつかの法的に曖昧な点が存在するという見方もある。

第 1 に、事業譲渡に関するスキームの詳細ができていない。つまり、統一国家映画コレクションが清算されてしまうと、法的に権利を譲り受ける者が誰もいないことを意味する。これは著作権、著作隣接権が消滅したものと認識すればよいのか。第 2 に、ライセンシーやその他の使用を認められた者(主にロシアや外国のテレビ局など)は、この改革により彼らの法的権利と利益が侵害されたと見なしている。彼らはアニメ作品の使用につき、統一国家映画コレクションと契約していた。法律によると、契約当事者が清算され、その法的な譲受人が不在の場合、契約は終結したものと見なされる。最後に、政府が著作権の移転を決定した理由が全く不明確である。当初から著作権と著作隣接権は、国家ではなく映画スタジオが所有していたことを改めて指摘しておきたい。映画スタジオは国家機関の一部ではなく、国家から独立して経営を行っていた。従って、国家や他の当局はこ

これらの権利を処分したり、第3者に譲渡したりするための代理権を持っていない。

もう1つ議論の余地がある点は、音声・映像作品の商業的使用による収入の受領者である。文化省は全ての収入を、著作者や映画スタジオではなく、連邦国産映画社会経済支援基金に移転することを提案した。しかし同基金は、著作者や映画スタジオこそが彼らの作品から得られる利益を享受すべきであると見解を述べた。

これに対して文化省が応じ、国家も政府も作品の権利所有者であったことはないため、政府にはこれら作品の権利の第3者への譲渡を含め、作品の使用を認めたり禁止したりする法的根拠がないことを強調した。つまり、統一国家映画コレクションが清算された今、作品は公共の資産となったということになる。文化省は、実際に行われている改革がライセンスの権利を損なうことになるだけだと結論づけた。

現在繰り広げられていることは、現実には機能しない法的手段による影響を解決しようとする政府と著作者双方の努力だけだ。第3者の使用、特に商業目的での使用による収益がいかに関与されるべきかが未だに明確になっていない。2001年から現在まで、この収益の25%が連邦予算に、残りは何らかの形で統一国家映画コレクションによって使用されてきた。著作者たちによると、彼らは何の収益も得ていない。

しかし、上記の通り、改革はあまりにも未熟で、中身自体は率直に言って根拠のないものに見える。一方で、それがこの問題に対する社会での議論のきっかけとなり、著作者、制作者、スタジオや、ライセンス、公衆、そして納税者の法的権利や利益を保護するために必要な法的基盤を創設する第1歩となるかもしれない。

(注)旧ソ連時代は1つの映画スタジオだったが、この時点では複数存在している。

(取りまとめ:ジェトロ・モスクワ事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、TM DEFENCE Legal Services 社
(www.tm-defence.com)のヤナ・ブルートマン弁護士の協力を得て作成されました。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。